## 京都市告示第151号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき平成24年3月9日付けで認可した槌屋町町内会について変更の届出があったため、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和5年5月29日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名、住所及び主たる事務所の所在地

期間	氏名	住所及び所在地
平成29年5月14日から	山形 直季	京都市中京区小川通夷川下る槌屋町
平成30年4月14日まで		608番地の2
平成30年4月15日から	吉岡 幹雄	京都市中京区小川通夷川下る槌屋町
平成31年4月13日まで		607番地の11
平成31年4月14日から	永田 光男	京都市中京区小川通二条上る槌屋町
令和2年4月18日まで		607番地の8
令和2年4月19日から	佐々木 伸夫	京都市中京区小川通夷川下る槌屋町
令和3年4月17日まで		6 0 7 番地
令和3年4月18日から	寒河江 一哲	京都市中京区二条通小川東入上る槌
令和4年4月16日まで		屋町607番地
令和4年4月17日から	南博光	京都市中京区小川通夷川下る槌屋町
令和5年4月22日まで		6 2 0 番地
令和5年4月23日から	西﨑 滋	京都市中京区小川通夷川下る槌屋町
		607番地の27

(文化市民局地域自治推進室)